

第七次長野市行政改革大綱（案）へのご意見等の募集について

第七次長野市行政改革大綱（案）がまとまりましたので、皆様のご意見をお寄せください

本市では、持続、発展する地域社会の実現と市民生活の満足度の向上に向けて、社会の変化に対応して質、量とも最適な行政サービスが迅速かつ確実に実施される方法、体制の確立を目指し、現在、平成25年度に策定した「第6次長野市行政改革大綱」（期間：平成25年度から平成29年度）に基づき、市有施設の最適化、歳入確保、職員力の向上などの行政改革の推進に取り組んでいます。

第6次行政改革大綱策定以降の本市を取り巻く諸情勢の変化に対応し、本市の最上位計画である「第五次長野市総合計画」（期間：平成29年度から10年間）との整合性を図りながら、行政改革を進めるための基本方針、取り組むべき事項などを定めた「第七次長野市行政改革大綱（案）」をこのたび策定しました。皆様のご意見をお寄せください。

1 「第七次長野市行政改革大綱（案）」

第七次長野市行政改革大綱（案）

2 意見の募集期間

平成29年9月20日（水曜日）から平成29年10月20日（金曜日）まで
※10月20日到着分（郵送は10月20日消印分）までを対象とします。

3 大綱（案）の閲覧場所

大綱（案）は、次の場所でもご覧いただけます。

※土・日曜日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分

・行政管理課（第二庁舎4階） ・行政資料コーナー（第一庁舎3階） ・各支所

4 ご意見等の提出方法

(1) 「ながの電子申請サービス」から所定のフォームへ入力

(2) 様式は問いませんが、住所、氏名（団体・企業の場合は、その名称及び代表者の氏名）、電話番号を必ず明記の上、持参、郵送、ファクシミリまたは電子メールのいずれかの方法でご提出ください。

※電話や口頭によるご意見はお受けしません（自書が困難な人は、お問い合わせください）。

※記載いただいたご住所、お名前、電話番号は、ご意見の内容を確認する必要がある場合に使用するもので、この目的以外には使用しません。

○持参の場合

行政管理課、行政資料コーナー、またはお近くの支所の窓口へ提出してください。

○郵送の場合

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所総務部行政管理課あて

○ファクシミリの場合

FAX番号 024-224-7964 長野市総務部行政管理課あて

○電子メールの場合

長野市総務部行政管理課 Eメールアドレス gyousei@city.nagano.lg.jp

5 ご意見等の公表

提出されたご意見等については、提出者への個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。後日、大綱への反映状況などを市ホームページ等でお知らせします。（住所・氏名など個人情報は公表しません。）